

平成 2 9 年 8 月

美里町教育委員会臨時会会議録

平成29年8月教育委員会臨時会議

日 時 平成29年8月8日(火曜日)

午後1時42分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出 席 者 教育委員(5名)

1番 委 員 長 後 藤 眞 琴

2番 委員長職務代行 成 澤 明 子

3番 委 員 留 守 広 行

4番 委 員 千 葉 菜穂美

5番 教 育 長 佐々木 賢 治

欠席なし

説 明 員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長 須 田 政 好

教育総務課課長補佐 角 田 克 江

傍 聴 者 なし

議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会議録の承認

・協議事項

第 3 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

第 4 美里町の学校再編について(継続協議)

第 5 美里町いじめ防止等基本方針の概要版の発行について

本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会議録の承認

・協議事項

第 3 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

第 4 美里町の学校再編について（継続協議）

第 5 美里町いじめ防止等基本方針の概要版の発行について

午後 1 時 4 2 分 開会

委員長（後藤眞琴）

ただいまから、平成 29 年 8 月教育委員会臨時会を開会いたします。本日の出席委員は 5 名全員でありますので委員会は成立しております。なお、説明員として須田教育次長兼教育総務課長、角田教育総務課課長補佐が出席しております。

それでは、本日の議事を進めてまいります。

日程 第 1 会議録署名委員の指名

委員長（後藤眞琴） 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、委員長から指名することになっておりますので、今回は 3 番留守委員、4 番千葉委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

日程 第 2 会議録の承認

委員長（後藤眞琴） それでは次に、日程第 2、会議録の承認についてですが、事務局のほうに何か訂正など連絡あったでしょうか。

教育総務課課長補佐（角田克江） 事前に委員さんのほうに 4 月から 7 月までの会議録をお渡ししておりまして、現在修正ということで報告をいただいている部分がございますので、報告申し上げたいと思います。

まず、4 月の臨時会の会議録のほうからまいります。主だったものについて、訂正のほうで私のほうから申し上げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、4 月の臨時会の 6 ページですけれども、上から 7 行目、生徒数の減少と建築年度の経年劣化とありますが、ここは「建築年度」ではなく「建築物」と修正をお願いいたします。

続きまして、そこから 3 行下、3 点目として不登校「生と」の増加があります、の生徒の徒が平仮名になっていますがここを漢字で「生徒」と修正をお願いします。

同じく 4 月臨時会 14 ページですけれども、下から 9 行目、金額が入っているのですけれども、18 億 6,700 万円ではなく 18 億 2,700 万円と訂正をお願いします。そのすぐ上

に、18億2,700万円と報告していますので、それに合わせる形で修正となります。4月の臨時会は以上です。

続きまして、4月の定例会議の部分になります。

4月定例会議11ページの下から9行目、一時的に平成33、35年に「中学校の数が」とありますが、ここは「中学校の生徒数が」と、間に生徒を入れてください。

同じく、4月定例会議35ページですが、真ん中あたりに後藤委員長の発言がありますけれども、この5番目の展示する以降で、宮城県教育委員会はこの理由でこういう教科書をしますとありますが、「教科書をします」の間に、「教科書を展示します」と展示を入れてください。

同じく4月定例会議の会議録25ページ、すみません、少し戻りますけれども、25ページの上から5行目、毎日ではなくてもいいのではないかと「思った。」を、「思います。」に修正をお願いします。

続きまして、5月の臨時会会議録のほうに移ります。

こちらは14ページ、下から5行目になりますが、後藤委員長の発言が続いておりますので、下の「委員長（後藤眞琴）」の削除をお願いいたします。

続きまして、5月の定例会議録25ページになります。25ページの下から3行目に、何かございますか、よろしいですか、とありますが、これは委員長の発言になりますので、この前に「委員長（後藤眞琴）」を加えてください。

6月の定例会については特にございませんでした。

それから、7月の臨時会については、委員さんの発言が抜けているところが多々あったということで、こちらについては後ほど委員さんのほうで修正いただいた部分、加えていただいた部分ですね、確認しまして調整のほうをしたいと思います。

なお、今、私が申し上げた修正部分については、現在、会議録の修正の申し出があった分で、私が現時点で確認した部分になりますので、そのほかの委員からの修正分についてはこれから確認しまして、調整のほうに入りますことを申し添えます。

私からは以上になります。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。今、角田課長補佐から説明がありましたけれども、ほかに何か訂正、ありませんか。

委員長職務代行（成澤明子） 朱書きしたものを提出しておりますので、その通りに直していただければと思います。

委員長（後藤眞琴） それでは、てにをはとか誤字脱字等ありましたら、担当者とそれから教育長、教育委員長で修正いたします。それから、皆さんが訂正してきたものを提出していただいて、それをもとに担当者が訂正するようにしたいと思います。それでよろしいですか。（「はい」の声あり）そういうことにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

教育総務課長補佐（角田克江） ありがとうございます。

協議事項

日程 第 3 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

委員長（後藤眞琴） それでは、協議に入ります。

「日程第 3 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について」を協議いたします。

今回配付された資料の説明を事務局からお願いします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、説明します。

事前に配付しました冊子の本編、44ページまでの資料、それから別冊の資料編です。これは51ページまであります。これらに基づきまして、昨日、評価委員会から意見を頂戴しています。その意見が本日先ほどお配りしました4枚とじの両面刷りで、44ページから51ページまでのページを振った4枚つづりの評価委員会からの意見という資料です。もう一度申し上げますと、事前にお配りしました報告書の本編、教育委員会で行った点検・評価の内容について、昨日の評価委員会でご審議をいただき、本日お配りしました44ページから47ページまでの意見を頂戴しました。そして、48ページから51ページまで、そのまとめを行ったものです。

それで、43ページまでは前のご説明しましたので、43ページまでの原稿の中で、若干文字あるいは表現等、修正も加えたものも若干ございます。これは、てにをはを直したものでございますので、説明は省かせていただきます。

今日お配りした43ページから47ページまでの評価委員からいただいた意見について、本日お配りしたものについては、内容をご説明申し上げます。

評価委員会は、本年度3回開催しました。その最後の3回目の会議で3人の委員からそれぞれの意見を筆記方式、紙に文章で書いていただいて事務局に提出していただき、それらを会議の中で協議、検討しまとめるという作業をやってきました。それで、点検・評価の対象と方法についての意見と、それから点検・評価の結果についての意見というふうに大きく2つに分か

れています。

初めに、点検・評価の対象と方法についてご説明いたします。

この中でも2つに分かれていまして、1つは対象、もう1つは方法についての意見です。44ページの(1)点検・評価の方法についてはこのような意見が出ているということです。広範囲にわたる教育委員会の権限に属する事業を網羅するため、「意思決定の事務」「法制上の事務」「町の政策推進の事務」の3項目を点検・評価の対象としたことは適切と考える。特に、地教行法第21条に規定された教育に関する事務を教育委員会がどのように処理しているのか、一つ一つの項目を点検・評価することは対象として妥当と考えるとあります。また、「総合計画」のもとに教育委員会が取り組んでいる教育政策をどのように推進しているのかを検証するためにも、これらについて点検・評価することとしたことは妥当であると考えられるということです。

それから、点検評価の方法については、次の(2)に白丸で書いていますが、6点ほど記述しています。

まず1点目、1つ目の白丸ですが、「点検・評価報告書には、作成の経過・作成作業の流れと、教育委員会と評価委員会との関係が明確に示されている。」ということです。

2つ目の白丸は、「事務局の点検・評価をたたき台にして、教育委員会による点検・評価が行われているが、二者間の調整がより重要である。」という意見です。

3つ目は、「具体的な点検・評価に、前年度に実施した点検・評価によって発見された改善点、改善すべき課題がその後どのように改善されているか、また、教育委員会が管理運営及び執行する事務について関係法令が遵守されているかを点検(チェックシート活用)することを新たに加えたことは有意義な取り組みと考える。特に、今回導入されたチェックシートによる点検・評価は、大変効果的でわかりやすい。」という意見です。

次、4点目は、「点検・評価の作業は相当の時間や労力を伴うことから、点検・評価する対象や方法を二分割して、それぞれ隔年おきに実施してもよいのではないか。」と考えるということです。

次、5つ目には、「教育委員会と学校現場との連携強化の観点から、教育委員会の点検・評価の結果について、学校現場の教職員の意見を記述してもよいのではないか。」と考えるということです。

最後、6つ目には、45ページにあります、「報告書は毎年町民に公表しているが、パブリックコメントを実施するなど町民の意見を広く聞くことも大切ではないかと考える。」という6点の意見でございました。

次は、点検・評価の結果についてということでございます。これにつきましては、全部で26点の意見が出されています。それぞれ項目ごとに並べて、意見が出されています。

まず、総合的な意見としましては、どちらかという評価いただいています。4点があります。

1つは、「管理及び執行する事務処理などにおいては、細部にわたり点検・評価及び公開されており透明性が確保されている。」

2つ目は、「各項目の「実績」の欄は執行状況を具体的に記載されていてとてもわかりやすい。「点検・評価」の欄は課題点を明確にし、その改善内容や方向性が記述されている。」

3点目は、「法令点検については、詳細にわたるチェックシートを活用し、有意義な点検・評価がなされた。しかし、就学時健診の一部が未実施であったこと、一部の報告事務が見落とされていたことなど、法令点検によって明らかになった改善点については早急に改善され、今後こうしたことがないよう一層の努力を求め。」ということです。

4点目は、「美里町総合計画の生涯を通して学び楽しむまちづくりの理念のもとに、各政策が精力的に実施されている。今後とも教育委員会が一体となって少子化、高齢化など時代の変化に対応した事業の活性化を期待する。」ということです。

次は、教育委員会の会議運営、それから教育委員の活動状況についての意見が5点出されています。

「教育委員会の委員の発言回数、会議時間等から、特に将来を担う子どもたちに関する項目を重視した取り組みがなされていることが理解できる。」とあります。

2点目、「教育委員会の会議の状況は各会議で行われた報告、議案、協議事項が明確に記載されていて、1年間の会議内容の推移がわかりやすい。」とあります。

3点目は、「教育委員会の会議時間は、前年度と比較してかなりふえている。これは中学校の再編やいじめ防止対策等の重要な問題についての発言回数が増えていることによるもので、各委員が熱心に協議、審議している様子が伺える。」とあります。

次、4点目は、「1年間を通して教育委員が数多くの行事に参加されている。今後とも各学校現場の雰囲気や、児童生徒の様子などを把握していただき、さらなる教育現場の質の高い教育力の向上に努めていただきたい。」とあります。

最後、5点目は、「教育委員会の会議資料の事前配付や、会議録の調整作業については、作業の事前調整などをしっかりと行って、早急に改善する必要がある。」ということです。

次は、46ページで、学校再編の取り組みについてということで2点出されています。

「教育委員会の広報活動は町民参加の基盤であるが、町民の教育に関する関心を高めるとともに、町民の願いや要求をくみ取るために献身的に行われている。特に、町民の関心が高い中学校の再編問題については、丁寧にわかりやすく町民目線で説明会や意見交換会を計画的に数多く開催していることは、高く評価できる。今後とも教育情報の積極的な発信と、町民参加の推進を期待する。」とあります。

2点目は、「美里町学校再編ビジョンが制定され、さらに今後具体的に推進されるものと思われるが、子どもたちの最善の利益を重視し、町全体で取り組むことが必要であると考え。」とあります。

次は、学力向上のための施策についての3点です。

1点目は、「学力向上のための具体的な施策が上げられているが、基礎学力の定着を図るための到達度の低い児童生徒への個別支援を初め少人数指導、習熟度別指導、発展的学習などの具体的な取り組みの記述が必要と考える。学力向上のための施策については、さらなる取り組みに努めていただきたい。」という意見です。

2点目は、「基礎学力向上を図るためには児童生徒の興味、関心を引き出し、学習意欲を高め、学ぶ楽しさがわかる授業の展開が大切であるが、教師の指導力に一層期待する。」とあります。

3点目は、「政策2の学校教育の充実については、外国語（英語）や道徳の教科としての導入も含め、学校現場では「知育・徳育・体育」を中心に基礎学力や個性尊重、そして地域に開かれた学校づくり（人づくり）も考えた取り組みが必要になっている。就学前教育を含め子どもたちが学校でも地域でも安心して生活できることを重点目標として、今後も町全体で取り組むことが必要である。」ということです。

その次は、不登校対策、いじめ防止対策についての意見が3点ほど出されています。

「近年増加傾向にある不登校対策、いじめ防止対策については「いつでも起こり得る。」「誰にでも起こり得る。」という考えのもとに外部機関、専門機関、地域の代表者などとの緊密な連携が図られている。特に不登校対策については、町の青少年教育相談員による家庭訪問を初め、外部機関との連携を密に図るなど、精力的に取り組んでいる様子が伺われる。また、いじめ防止対策については「美里町いじめ防止等基本方針」を策定し、いじめ防止のための対策が進められているが、心身ともに健全な成長ができるように、町全体で一層努力することが必要と考える。」ということです。

次は、施設整備、教具・教材整備についてです。3点ほどございます。

1点目は、「施設整備及び教具・教材整備については、子どもたちの学校生活を保障する重要

なものとする。」とあります。

2つ目には、「学校の施設設備については、定期的に安全点検が行われている。また、児童生徒の安全確保など、危機管理の視点からも随時改善されている。」とあります。

3点目は、「教材・教具及び学校施設の整備など、教育活動を支える条件整備についてもより一層努力をしていただきたい。」ということです。

次は、研修についての意見が1点ございます。

「教育関係職員研修が毎年計画的に行われているが、時代の変化や教職員の実態に応じた研修を初め、中・長期的な将来を見据えた研修も大切である。また、研修を実施することだけに終わらずに、研修成果の検証を確実に行うなど、その後の業務改善につなげていく必要がある。」ということです。

次は、家庭教育等の社会教育についてです。3点の意見が出されています。

1点目には、「近年、家庭教育力の低下に伴い家庭教育に関する啓発活動がより一層求められるが、保護者が何でも学校に課題を持ち込む傾向が強くなり、本来家庭でできることは家庭で行うという意識を保護者に高めていくことが大切である。」ということです。

2つ目は、「子どもは家庭でしつけ、学校で学び、地域で見守る。」というそれぞれの役割があるが、最近はその役割が曖昧になってきており、それぞれ都合のよいように解釈されているようだ。特に、学校と家庭の役割や関係性について議論が多いところである。学校と家庭の連携を深める具体策がいかに難しいかを意味しているが、手立てや工夫を期待する。」とあります。

3つ目は、「その他社会教育については、青少年や女性に対する教育機能が十分発揮されており、教育文化活動が効果的に行われている。」ということです。

その次は、幼稚園における人員配置についてということで、1点の意見が出されています。

「非常勤職員の比率が高い幼稚園教諭の人員配置の是正については、人事体制にかかわること、教育委員会単独での解決は非常に難しい問題ではあるが、今後もよりよい方向に向かうよう、改善に向けて努めていただきたい。」ということです。

それから、最後は学校評議員の活用についてということで、1点の意見が出されています。

「学校評議員の活用については、会議の回数が多い少ないではなく、各校が地域の評議員の話によく耳を傾けることがより大切であるとする。」ということで、点検・評価の結果について26点の意見、それから先ほど説明しました点検・評価の方法と対象についてそれぞれ合わせて7点の意見、これら全て合わせて33点の評価委員会からの意見が出されています。

それで、まとめということで、48ページから51ページまで事務局のほうで案をつくって

みました。ここのまとめの考え方ですが、今までの点検・評価を行ってきて指摘のあったもの、それらを、その課題を整理して、そして今後の改善策、改善に向けた取り組みを書くということを最初に行っています。これは、1の課題と改善に向けた具体的な対策ということで、48ページから50ページの中段ぐらいまで書いてあるものです。これについても、資料を会議当日にお配りしておりますので、読んで、皆さんに紹介をしていきたいと思います。

1点目の課題と改善に向けた具体的な対策ということで、では前年度の点検・評価で明らかになった課題について、その改善の状況を確認しました。しかし、その中でもまだ改善できていない課題があります。初めに、前年度から未解決として積み残されている課題について、改善に向けた今後の取り組みを検討します。

次に、の「評価委員会からの意見。」の中で指摘のあった課題について、「改善に向けた今後の取り組みを検討します。」ということです。

最後に、前年度から未解決として積み残されている課題及び評価委員会の意見の中で指摘のあった課題のほかに、教育委員会として解決しなければならないと考えている改善点を取り上げ、改善に向けた今後の取り組みを検討します。

ということで、(1)(2)(3)とそれぞれ載せています。

(1)は前年度からの繰り越しといいますが、積み残しになった課題について から まで書いています。

は、教育委員会の会議資料の一部が事前に配付されていないということで、会議資料の事前配付については事務局職員の事務作業が間に合わなかったことが原因となっています。「平成29年度からは、事務局職員は会議資料の作成に早目に取りかかることに徹底して努め、前年度から積み残している課題の早期改善を図ります。」ということです。

は、「教育委員会の会議録の承認を次の定例会議で受けていない。」ということです。会議録の調整作業について、確実なフローチャートを確立すること。そして、そのフローチャートに沿った作業を一つ一つおくれることなく着実に実施すること。こうした取り組みから前年度から積み残している課題の改善を図ります。」ということです。

教育施設の修繕を計画的に進めなければならない。これは、改善されない課題というよりは、現在進行中の課題にもなりますが、その内容を書いています。「中学校施設については、再編に合わせて施設整備を行うこととし、再編までの期間においては施設の状況に合わせて修繕を適時に行っていくこととします。また、小学校施設については、平成29年度に学校施設長寿命化計画を策定して、計画的な施設の維持管理を行います。」ということです。

次、4点目は、「研修の実施後における成果の検証が十分に行われていない。研修の実施後には受講者にアンケート調査を行い、また外部の研修に参加した職員には復命書を作成させ、それらをもとに研修成果を検証して、次年度以降の研修に反映させていきます。」ということです。

次の5点目は「学校評議員が十分に活用されていない。学校評議員の意見をよく聞くことを重視するということです。学校現場では、年に2回の会議を開催することが定例的になっています。評価委員会からの意見にもあったように、会議回数の多い少ないではなく、評議員の声をよく聞くことが大切なことだと思います。そして学校評議員制度が「地域に開かれた学校運営」を進めるための一つの手段となるような、新たな取り組みを検討していくこととします。」ということです。

次に、6点目は、「 の点検・評価の結果にデータの図表化を取り入れる。」ということです。「次年度の点検・評価においては事業成果を年度間で比較できるように、それを図表化します。」ということです。

7点目には、「非常勤職員の比率が高い幼稚園教諭の人員配置を是正する。非常勤職員の比率が高い幼稚園においては、雇用の形態（時間帯）が多様化していることから、正規採用の常勤職員ではなく、非正規採用の非常勤職員が多くなってきている事情があります。しかし、担任教諭など正規採用の常勤職員を配置しなければならないものについては、確実に正規採用の常勤職員を配置していくこととします。」とあります。

以上が、前年度から積み残しとなっている課題7点です。まだ解決されていない7点についてここにまとめました。

次は（2）でそれ以外のもので評価委員からの指摘のあった課題と改善策です。

1点目については、「教育委員会と学校現場の連携強化を図るため、教職員の意見を点検・評価に反映することはできないか。」ということです。教育委員会に対する学校現場からの評価、学校現場からの意見を聞いて、それを教育委員会の点検・評価に反映させていくということです。それに対しましては、「次年度以降の取り組みとして教育委員会の点検・評価に現場の教職員の意見を反映させることは非常に大切なことと考えます。1年間の教育委員会の取り組みに対するアンケート調査を各学校に行うなど、教職員の意見・意向を点検・評価に取り入れていきます。」ということです。

次に、 ですが、「報告書を公表後、パブリックコメント等で町民の意見を広く聞く機会を設けることはできないか。」ということです。「条例の制定や計画の策定とは異なりますので、パブリックコメントを実施する必要は特にはないものと考えます。しかし、報告書に対する町民

の意見を広く聞くことは、次年度以降の点検・評価においても有意義なことと思います。ホームページや広報紙で意見の募集を呼びかけて、広く町民の意見を聞き、次年度以降の点検・評価に活かしていきます。」ということです。

次、 は、「就学時健診の一部の未実施、一部の報告事務の失念など、法令の点検によって明らかになった改善点については早急に改善すべきである。就学時健診のうち聴力検査が未実施でしたが、平成29年度から毎年度確実に実施していくこととします。報告事務については、関係法令を確実に把握しておくことが重要です。各担当職員が所管する事務に係る関係法令を確実に把握しておくとともに、定例的に報告するものについてはリスト化、マニュアル化を行うことから再発防止に努めます。」とあります。

次の は、学力向上のための施策については、具体的な記述が必要ではないかという改善点です。「学力向上のための施策については、重点的に取り組まなければならないものと考えています。しかし、報告書の中にその記述が少なく、具体的な取り組みが見えてきません。次年度の点検・評価においては、学力向上のための施策について具体的な取り組みがわかるように詳しく記述することとします。」ということです。

次の は「子どもは家庭でしつけ、学校で学び、地域で見守るための保護者と地域への働きかけ、そして学校と家庭の連携を強めるための対策を行う。」ということです。家庭教育については、「平成28年度には特に取り組んだものではありませんでした。平成29年度においては保護者と学校と家庭の役割や関係などについて話し合う機会を設けるなど、今後の取り組みにつながるような取り組みを行っていくこととします。」ということです。

これら5点が、評価委員会から指摘のあった課題です。なお(1)先ほど申し上げた

、これについても評価委員会からも意見が出されていますが、重複するのでここには記述していません。

そのほか、教育委員会として来年に向けて改善しなければならないというところが2つほどあります。

として就学すべき小中学校を指定する場合に、保護者から事前に意見を聴取するという機会を設けるということ。これは努力規定にはなっていますが、これはきちっとやる基準を決めて公表して意見を聞く機会をつくるというほうが保護者のためにもよいと思いますので、来年以降実施するということを書いています。

それから、社会教育の振興につながるための社会教育振興計画を策定するというので、平成30年度に社会教育振興計画を策定し、社会教育の振興につなげていきますということです。

本年度、手がけていて全然手をつけていませんが、教育振興基本計画、そちらのほうで基本となるものをつくったあと、その中の一つの個別計画として社会教育振興計画を策定しなければいけないと思います。学校教育については、ある程度文科省などから示された基準というものがありますが、社会教育についてはそれぞれ市町村が独自に展開する部分がかかなり多いものですから、どのようにして社会教育の振興を図るかという指針になるものがどうしても必要ではないかという考えから、社会教育振興計画をつくって、町の社会教育の振興を図ることが大切です。教育委員会としてウイークポイントと言いますか少し弱点となっていますので、社会教育あるいは各家庭教育を振興するために必要ではないかということで、ここに上げてございます。

以上、これら合わせて14点です、今回の点検・評価による作業において明らかになった課題として取り上げ、その改正に向けた取り組みについて検討した内容を記述したということです。

それで、これらを受けて、来年度の点検・評価を行うわけですが、その来年度の点検・評価に向けてどのように考えていくのかというところを最後に書いています。

平成29年度も引き続き教育委員会が所管する事務をできるだけ網羅しようと考えたことから、「教育委員会の活動」「教育委員会の管理、執行する事務」及び「総合計画を実施するための取り組み」の3つを対象に点検・評価を行いました。しかし、この中で、ここに とありますが、この はとってください。今、扱っている部分が ですので。この中で示したように、前年度から引き続き未解決となっている課題も幾つかあります。それらの課題には、人員配置に関する課題など、教育委員会では独自に解決できないものもあります。しかし、会議資料の事前配付の徹底や、会議録の調整作業の迅速化など、解決できる課題もあります。解決できる課題を29年度内に一つ一つ確実に改善することが来年度の点検・評価に向けた最初の取り組みであると考えます。「地教行法で規定する「教育委員会が管理及び執行する事務」の19項目のうち、本町教育委員会を対象とする15項目について、関係法令が遵守されているのか、平成29年度から独自のチェックシートを作成して点検作業を行ってきました。」と書きました。次年度以降においてもチェックシートを使って点検作業を継続すると同時に、チェックシートに取り上げている法令以外にも関係する法令がないのか再度確認をして、チェックシートのチェック項目の充実を図っていくこととします。また、今回作成したチェックシートは、国の法律及び規則等を扱っていますが、町の条例、規則等についてはどうなっているのか、町の関係法令の確認が次の作業として大事になってきます。必要な条例、規則等が十分に整備されてい

るのか、そしてそれらが確実に遵守されているのか、来年度以降の点検・評価においてはこうした町の条例、規則等の点検作業についても新たに追加して実施していくものとします。さらには、点検・評価の対象を広げると同時に、点検・評価の方法も見直していかなければなりません。評価委員会からの意見にもあったように、教育現場の意見を点検・評価に反映させていくことも大切なことではないかと考えます。来年度の点検・評価においては、学校や幼稚園の教職員が教育委員会に対してどのような意見を持っているのか、教育現場の新たな視点からも点検・評価を行う試みに取り組むこととしますということです。以上がまとめということです。

44ページから51ページまでを、前回までお示しした点検・評価報告書の後ろの部分につくという形にしていきたいと考えています。以上です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。ただいまの説明に質問などございますでしょうか。

これ、評価委員の方が教育委員会で評価したものを読んでくれたのですよね（「そうです」の声あり）当然と言えば当然なんですけれども。それで、46ページにある学力向上のための施策についてというので、これは特に教育委員会としてはやっておかなければならないことをここで改めて指摘されたということで、そのことに対する改善策、50ページにある、これは本当にこの学力向上のための施策について具体的な取り組みがわかるように詳しく記述すること、本当にこれをやることによって学力向上につながっていくのではないかと思いますので、大変なところもあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

それから、51ページの、3つ目の、また今回作成したチェックシートは云々のところなんですけれども、必要な条例、規則等が十分に整備されているのか、そしてそれは確実に遵守されているのか、これ、かなり大変な作業になると思います。一旦つくればその後は点検・評価はそれほどではないかと思えますけれども、来年本当に大変な作業だと思いますけれども、全部やるのだということではなくて、分けてやるようにして、何年かかかってやるようなことも考えなければならないのではないかという感じがしています。

ほか、何かございませんか。どうぞ。

委員長職務代行（成澤明子） 委員長と同じように多くのことをチェックするんだなと感心いたしました。49ページに（2）評価委員会から指摘のあった課題と改善策ということで、教育委員会と学校現場の連携強化を図るため、教職員の意見を点検・評価に反映することはできないかということ、貴重な意見だと思うのですが、それで51ページでこれから教育現場の意見を点検評価に反映させていくことも大切だという、最後の後ろから4行目ですけれ

ども、述べていますので、実施する場合は私は学校単位の意見ではなくて、何々中学校、何々小学校はこういう意見ですということではなくて、教職員の意見として個々に集約する、記名ではなくても、ということによって明朗、率直、建設的な意見が出ると思いますので、方法を配慮したほうがいいと思いながら聞いていました。

委員長（後藤眞琴）　そうですね、僕たち、今成澤委員がおっしゃったように、個々の先生の意見というのはほとんど聞こえてこないんですよね。ですから今、成澤委員がおっしゃいましたけれども、個々の先生の意見だったり、僕たちにもわかるようにしていただければありがたいです。ただ、余り先生の負担になるようなものは、「（「そうですね」の声あり）」やっぱり避けて、しかも意見がわかるようにというと、ちょっと難しいかもしれませんが、よろしくをお願いします。

ほか、何か。

委員長職務代行（成澤明子）　質問です。50ページの（3）のところに、その他、改善すべき課題と改善策のところに、就学すべき小中学校を指定する場合に、保護者から意見を聴取する機会を設けるということですが、保護者からの意見というのは、例えばどういうことが予想されるのでしょうか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好）　1月にそれぞれ入学する段階で、小中学校の入学すべき学校を指定する前に、町としては地域指定をします。その地域指定を行う前の段階で、このような地域指定でよいのかというのを示して、それに対する意見があったら意見を言ってくださいという、地域指定の段階での意見聴取です。一人一人、例えば誰さんあなたはどこの学校ですよというものに対する意見聴取ではなくて、それはそれとして、一人一人に通知を差し上げるときに、もし不服がある場合は教育委員会に申し出てくださいという、通知をもらった後に意見を述べる機会を設けています。そうではなくて、その前の段階で、例えば南郷地域は南郷小学校ってなりますよね。しかし、この集落についてはあっちのほうが、例えば不動堂小学校のほうが適正ではないかという意見をもらうことが、地域指定の段階での意見聴取になると理解しています。それを、やり方としては、こういう形で地域を設けていくことに対して意見がありますかというのをホームページなどで掲載する形になるものと考えています。今までは、ほとんど地域指定に関してどなたも不満といいますが、苦情を言ってくる方はいみませんでした。ただ、そのような意見を聞く機会だけは設けておいたほうが、いつそれに対して意見を言いたい保護者が出てくるかわかりませんので、機会だけは設けておいたほうがよいと考えたからです。（「ありがとうございました」の声あり）

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございますか。

委員（千葉菜穂美） 49ページの、の就学時検診のうち聴力検査が未実施でしたがとなっているのですけれども、これはいつからやっていなかったのですか。やっていないということはどうやってわかったのですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） これを一個一個点検していて、担当者に確認していったところ、聴力検査はやっていませんということになりました。本人も、担当者も気づいていたのですが、なぜいつからしなくなったのかっていうのはわかりません。これがこのように法的に定められていると気づいたのは今回気づいたところですよ。やっていないことは担当者も以前からわかっていたようです。昨年、私も健診の現場に行ったときは、耳鼻科の先生が耳の中の異常を診ることはしていたのですけれども、普通に聴力検査はしていませんでした。視力検査は各幼稚園で、就学時健診とは別の時にやっているようです。ただ聴力はやっていないということです。一斉の就学時検診の会場でやるか、あるいは視力検査と同じように幼稚園単位で個別にやるか、それはこれから考えていきます。検査機器については各小中学校にあるので、人的な整備ができれば実施は可能です。

委員（千葉菜穂美） これは、忘れていたのですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 忘れていたというか、しないできたということでしょうね。

委員（千葉菜穂美） しなくてもよかったのですかね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） よかったわけではないけれども、してこなかったということかと。

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございますか。

僕からも一つ、50ページの社会教育の振興につなげるための社会教育振興計画を策定する、これ、角田さん10年ほど前、もうちょっと前かもしれないけれども、国がこの社会教育振興計画をつくったので、町もつくったことありませんでしたか。

教育総務課長補佐（角田克江） 社会教育振興計画ではなく、生涯学習振興計画ではないですか。生涯学習振興計画については27年度までは計画がありました。

委員長（後藤眞琴） 僕が勘違いしていました。

教育総務課長補佐（角田克江） 恐らく最初は社会教育振興計画だったのが、10年ぐらい前だと生涯学習振興計画に変わった経緯があったかもしれないです。

委員長（後藤眞琴） 僕が間違いました。それでは、ほかに何かありませんか。

委員長職務代行（成澤明子） 前に渡された資料ですね、45ページまでのもの。対象年度平成28年度の執行状況の点検と評価報告書の中の28ページ中ほどの12というところなんですけれども、青少年教育、女性教育及び公民館の事業、その他社会教育に関することということで書いてあって、実績が 青少年のこと、 が地域の教育と書いてあるんですが、私なるほどと思ったんですけれども、この女性教育って、もう入れなくても、項目として入れなくてもいいんじゃないかなと思うんですが。女性が長く虐げられていた時代の名残のような感じがします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） これは法律にうたわれている文言ですので、ここにそのまま掲載したところが。

委員長（後藤眞琴） 教育委員会が管轄する事務の中の一つの事項として書いているのですね。

委員長職務代行（成澤明子） 一般的に使用しているんでしょう、こういう書き方をしているのでしょうかね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 青少年教育及、女性教育及び公民館の事業、その他社会教育に関することと 。

委員長（後藤眞琴） これ、地方教育行政の組織及び運用に関する法律ですね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね、21条にはこのように書いているので。それで、女性教育として、去年は婦人会に補助金を出して運営しているというような文言を書き入れたのですが、今回もそれを追加しましょうか。助成金を出しているよね。（「助成しています」の声あり）

話はずれますけれども、 のところに、婦人教育というかそちらのほうの文言も昨年と同じように追加していきたいと思います。今、成澤委員からお話があった女性教育という言葉ですね、これ法律の言葉なので、このまま使わざるを得ないかなと考えます。

教育長（佐々木賢治） 婦人教育にはかわっていないの。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） かわっていないですね。第12項女性教育となっていますね。

委員長（後藤眞琴） 資料の、第1ページにもあります。（「そうですね、載っていますね」の声あり）関係法の記述項目の12番目にあります。

教育長（佐々木賢治） そうですね、この冊子の2ページに19項目あります、それに従って次長が使った言葉ですね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 婦人というのが逆に差別になるのでは。

委員長職務代行（成澤明子） 婦人が女性になったのですかね。昔は婦人教育とか、そういった言い方をしていましたからね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 女性教育のほう新しい言葉かもしれないですね。婦人教育というのが差別的な表現かもしれません。

委員長職務代行（成澤明子） 例えば、どういうことを予想しているのでしょうか。どんなことをしてほしいのでしょうか。例えば、青少年だったら健全育成とか教育の対象として出ていると思うんですけれども。女性教育の場合はどんなことを対象にしているんでしょうね。

教育総務課長補佐（角田克江） 恐らく、男女共同参画とかそういった部分から出てきているのかなということも、その中で考えられると思うんですけれども。それまで主に男性のほうの主だったそういった講座とかを、今度女性にも開放してやりましょうとか、女性もライフスタイルが変わって、そういった余暇の活用ですとかそういった部分で機会を設けましょうというところで、婦人学習とか、そこから女性というふうに名称をかえて行って来たと思います。実際のところ事業をやるに当たっては女性だけ、男性だけっていうのは、今は特にないのですけれども、法律がそのまま残っているという形になっているのかなとは思っています。

委員長（後藤眞琴） よく言われますよね、町なんかでも課長職に女性を3分の1以上にするとか、それから国会でも女性が多く、議員、県会議員とかね、ああいうのも女性教育の中に入ってくるのかなと思います。

教育総務課長補佐（角田克江） 女性教育とはまたそれは別の目標値になるかと思いますがね。それから、婦人から女性というのは、どうしても婦人というと結婚している方という、そういうイメージがあるので、そういうことではなく、結婚していてもしていなくても同じですよということで女性教育っていうような要素も含まれていると思います。

委員長（後藤眞琴） 中学生の英語の教科書も今女性のことをMsと言いますね。あれなんかも関係あるのかなと思います。

教育総務課長補佐（角田克江） どうなんですかね、Ms、Miss、Mrs……、

委員長（後藤眞琴） みんなMsって、英語のテキストなんかなくなっていますよね。

教育総務課長補佐（角田克江） ちょっと、英語のほうは、外国のほうはまた何か別な、あるかもしれませんけれども。

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございますか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 先ほど説明した部分以外に、前回まで説明した内容、あるいはお配りしていました資料等で何かございましたらご指摘をいただきたいと思います。

これから、今後の作業ですが、これを一度議会のほうに報告をいたしまして、議会からも意見が出るかもしれません。それを受けて、8月の定例会で最終的に1冊の報告書として最終決定をしていきたいという流れにしたいと思っています。以上です。

委員長（後藤眞琴） ほか、何か、質問ございますか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

それでは、本件は審議事項ではありませんので、採決は行いません。

日程 第 4 美里町の学校再編について（継続協議）

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第 4 美里町の学校再編について（継続協議）」を協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、学校再編についての説明をします。

6月から7月にかけて、幼稚園、小学校、中学校とそれぞれ保護者の皆さんと各学校、幼稚園へ出向いて意見交換会を行ってきましたが、参集状況が思わしくありませんでしたので、再度ご父兄の方にアンケート用紙を配って、自由記述方式といいますか、それぞれ意見を書いていただくことを行いました。それで7月10日を最終提出日に設定しまして提出していただいたところ、全部で65件の意見が上がってきています。これは全て幼稚園、小学校、中学校の保護者の皆さんです。中におじいさんが書かれたりするのもありますが、児童生徒等の家族の方から上がってきたものです。また、中には一部、中学生自身が書いたものもあったようでした。それらをパソコンで文字起こしして、皆さんにお配りしたものでございます。事前にお配りしてございましたので内容についてはそれぞれごらんいただいているということで、ここでは説明はいたしません。それで、これについては、今月23日に予定している定例会まで、これに対する回答案という形で、事務局で作成をしてみたいと思っています。前回、昨年の11月に行ったときに比べれば、どちらかという具体的な内容に入ってきているかなという感想を受けました。繰り返しますけれども、8月23日までに事務局が作成して提示しますので、それに基づいてご審議、ご協議をいただきたいと思います。

それから、教育長がまとめていただいたのですが、こちらがそれぞれ、賛成側の立場なのか、反対側の立場なのか、あるいはどのようなコメント内容なのかというのをまとめたものをお配りしてございます。

今回は、こちらのほうの資料の提示ということで、事務局からは以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。ただいまの説明に意見や質問などございますでしょうか。

教育総務課長補佐（角田克江） 委員長、よろしいですか。本日皆様のお手元に、こちらの一覧、各学校、幼稚園名をあとそれに対応する数字の一覧をお渡ししております。

委員長（後藤眞琴） これ、こういうふうは無記名で意見を書いていたのですが、かなり正直に書かれているので、読んでいてこういうふうな感じ方をしているのかなあ、とわかりました。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね、それこそ率直な意見、いろいろな受け止め方をいたしました。

委員長（後藤眞琴） これにまた一つ一つ回答を、大変だと思いますけれども。またよろしくお願いします。

ほかに、何かございますか。では、次回でまた協議するというので、よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

それでは、本件は継続協議事項ですので、次回後も協議を進めてまいりたいと思います。

日程 第 5 美里町いじめ防止等基本方針の概要版の発行について

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第 5 美里町いじめ防止等基本方針の概要版の発行について」を協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 先日、8月2日に、いじめ問題対策連絡協議会と、それからいじめ防止対策委員会の2つの会議の合同会議を開催しました。それは、主はいじめ防止についての研修会の実施でしたが、そちらのほうを1部として実施して、その第2部で会議を開きました。会議では、齋藤青少年教育相談員から1学期の町内のいじめ、不登校等の状況を報告していただき、その後このいじめ防止等基本方針の概要版、ダイジェスト版を町内全戸に配布したいということでお話をしました。

それで、教育委員会の皆さんにも、このようなものをこれから作成して、作業的には9月1日に町内の各世帯に行政区長を通して配布したいと思っています。このようなものを配るということを、委員の皆さんにお示しをして、ご意見がもしありましたら次の8月の定例会のと

きにでもご意見をいただければと考えています。

これは、概要版、要約版でございますので、昨年の9月に策定した美里町いじめ防止等基本方針、たしか11ページからなる内容だったと記憶していますが、そちらをこのように項目と多少の説明をつけて記述しました。それから、最後の4ページの後段には、これまでの取り組みについて記述したということです。

最初に申し上げればよかったのですが、これを配布する目的としては、いじめ防止等基本方針の内容をわかってもらうというのは、これだけではかなり難しいものですから、内容を伝えるのではなくて、町のいじめ防止等基本方針というのがつくられているということ、そしてそれがその中にどういうことが書かれているか、書かれている項目をお伝えするということがこれを作成する目的です。そして、その中で詳しく見たいという方がいれば、教育委員会だったりあるいはこの1ページの下に書いていますけれども、それぞれの施設に置いてあるのでごらんくださいということです。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

これ、聞き漏らしがあったんですけども、これを誰に配ると。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 町内の9,000世帯全部に、行政区長を通して町内の各世帯に配っていただきます。

委員長（後藤眞琴） これ、ざっと読んで、今、次長の説明がなかったら、これ読んでわからないですね。それで、本文を読まないといけないので、いじめ防止等基本方針には詳しく述べられておりますよと。

ほか、何かございますか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 今、委員長からお話しいただいたように、なかなか内容については余り良い評価はいただいております。ですので、私も正直申し上げますと8月2日の会議に合わせてにわかにつくったこともあるのですが、もう少し内容を、もう少し時間かけて検討し直してみます。最初の、目次ありますね、この目次は載せておけば、こういう内容のものをまとめた一つの冊子がつくられていますよというのを伝えて、開いた後の中の文言は違う形で表現していたほうが良いでしょうね。その基本方針の冊子からの抜粋ではなくて、違う形での説明にしたほうがよいのかなとも思っています。もう少し時間をいただいて、少し工夫をしていきたいと思っております。もう一度、修正をさせていただきます。

委員長（後藤眞琴） これ、最初に基本方針の概要とこれまでの取り組み、概要のほう、取り組みは後で書いてありますね。概要と取り組みについて紹介しますという形で、また概要をも

うちょっとわかりやすく、工夫した方がよいですね。基本理念とか、いじめの定義とか、いじめについての理解とか、その辺のところは概要で説明しておいたほうがいいですね。難しいかもしれませんが、読んでみて、それでは本編を読んでみようかという気になるようなものにしていかなければなりませんね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね。少し工夫をしてみたいと思います。
委員長（後藤眞琴） よろしくをお願いします。

ほか、何かございませんか。よろしいですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 委員長、すみません、ちょっと戻っていいですか。（「はい。どうぞ」の声あり）1点目の点検・評価のお配りした資料の説明が一つ漏れてしまいました。こちらのほうなのですが、説明しなかったのです。これは、さきにもお配りしました資料編で、1ページから51ページまであるのですが、その中で誤りといいますが、誤りを見つけて直したところがあります。何を直したかといいますが、開いていただいて目次があるのですが、目次の1)のところに「教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という）」とあるんですが、このように説明しておきながら、2)のところで、そのように略した「学校その他の教育機関」という言葉を使っていないということです。「教育委員会の所管に属する学校その他」のという表現をしているので、ここを今日お配りしたように、ここの1)で括弧内で以下「学校その他の教育機関」というと、説明したとおり、2)についてはそれをそのまま適用して、「学校その他の教育機関の用に供する」という形にしています。

同じように、本文に入っていて、1ページ目の上のタイトルといいますが、上の部分です。1)ここも目次と同じ長々しいタイトルにしていますが、これはもう目次の段階でこのように「学校その他の教育機関という」と説明していますので、1ページの1)の節のタイトルは、「学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること」というふうにしました。

それから同じく、6ページ以降の2)についてもそのような形で「学校その他の教育機関」という言葉を使ってタイトルを短く表現しているということです。このタイトルの修正が1点です。

それから、もう一度目次に戻ってください。目次の19)の下、一番下に星印を付けて3行で書いています。「13)スポーツに関すること、15)ユネスコ活動に関すること、16)教育に関する法人に関すること、及び18)所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関することについては、本町教育委員会の所管外などの理由から、対象から除外

しています」という、上の目次の1)から19)まで羅列されている中で抜けている番号、これらの除外した理由の説明を書いています。それぞれ除外した13)、15)、16)、18)のそれぞれの説明を一つ一つ書かないで、これらについては本町教育委員会の所管外などの理由からという形でまとめさせていただいています。

この資料、このような形で前回から変更させていただきました。順番が戻ったの説明になりましたが、以上でございます。

委員長(後藤眞琴) ほか、何かございますか。よろしいですね。

各委員 「はい」の声あり

それでは、本件は審議事項ではありませんので、採決は行いません。

これで、本日の議事は全て終了しました。これをもって平成29年8月教育委員会臨時会を閉会いたします。

議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

午後3時06分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 須田政好が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成29年 月 日

署名委員

署名委員
